

1	令和7年度 第3回厚真町農業委員会総会議事録	
	令和7年6月30日（月） 午前9時25分から	
2	令和7年度 第3回厚真町農業委員会総会を総合福祉センター第2会議室に招集する。	
3	出席委員 14名（定員14名）	
	会長 14番 小谷和宏 職務代理 13番 高橋宥悦 委員 1番 早坂信一 2番 岡嶋修司 3番 藤本裕一 4番 上田輝美 5番 中島純一 6番 中島広幸 7番 長谷川和司 8番 斉藤 仁 9番 澤田和博 10番 工藤英暢 11番 安田久美子 12番 米澤慶一	
4	議事日程	
	第1 議事録署名委員の指名 第2 会期の決定 第3 諸般の報告 第4 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について 第5 農業者年金業務報告 第6 報告第1号 各諸証明の発行 第7 報告第2号 農用地あっせん 第8 議案第1号 現況証明 第9 議案第2号 農地法第3条の許可処分 第10 議案第3号 農地法第5条の許可処分 第11 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案	
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 石間主査 奥井主事	
事務局（大垣局長）	ただ今から令和7年度第3回総会を開催します。 開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶をお願いします。	
小谷会長	【会長挨拶】	
事務局（大垣局長）	本日の出席委員は、14名全員であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長にお願いいたします。	
6	議 事	
議長 （小谷会長）	これより、議事に入ります。（午前9時25分） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。	

	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第12条第1項の規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長 (小谷会長)	それでは、中島広幸委員、長谷川委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、石間主査、奥井主事を指名いたします。
議長 (小谷会長)	日程第2 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長 (小谷会長)	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。
議長 (小谷会長)	日程第3 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長 (小谷会長)	日程第4 「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」事務局から、説明をお願いします。
事務局(石間主査)	お手元に配布しております、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表をご覧ください。 各市町村の農業委員会では、毎年、最適化活動の点検・評価の実施を行い、ホームページなどで6月末までに公表を行うことと定められております。 これに従いまして、本町の令和6年度の内容について報告いたします。 なお、説明につきましては、毎年の報告となりますので、要点を絞って説明させていただきます。 I 農業委員会の状況についてですが、こちらは昨年度報告した内容と同様でありますので説明を割愛します。 1 ページおめくり下さい。 II 最適化活動の実施状況。 ここでいう、最適化活動とは、担い手となる農業者への農地の集積集約化、地域の遊休農地の発生防止解消、新規就農者の受入につながる活動のことをいいます。 本文にもどります。 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積。 まず現状の厚真町の農地面積は5,580ha。令和5年度末までの集積面積は4,728ha。集積率は84.7%となっております。 次に、令和12年度までに達成する農地の集積の目標が92%。令和6年度中の新規集積面積の目標、つまり地主や小規模な農業者から町の中心的な農業者へ新たに農地を賃貸・売買する面積は51ha、集積率の目標を85.7%と設定しております。 目標に対して、令和6年度の実績は、新規集積面積が14ha。累積の集積面積が4,743ha。集積率が85%となっております。 実績を踏まえた農業委員会の点検結果としては、農地の流動化は活発に行われたが、現状の集積率が高水準であり目標達成には及ばなかった、としております。

	続きまして、最適化活動の成果目標（2）遊休農地の発生防止・解消ですが、令和6年度時点において本町では遊休農地はありませんので、説明は割愛します。 続きまして、最適化活動の成果目標（3）新規参入の促進ですが 現状は令和3年度の新規参入者が4名で新規就農者が取得した農地が6.6ha。令和4年度の新規参入者が1名で1.5ha。令和5年度の新規参入者が3名で4.1haとなっております。 続いて、目標は新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上でホームページなどで公表する農地の面積が69.6%としております。なお、この数字は過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上から設定する数字となっております。 これに対して実績は、0haとなっております。3経営体が新たに参入して3ha取得しておりますが、ホームページ等で公表していないので0haとなっております。 実績を踏まえて、農業委員会の点検結果としては、新規参入者は確保しているが、新規参入者は労働集約型の営農を目指すため、目標を下回る結果となったとしております。 続きまして、2最適化活動の活動目標の（2）活動強化月間の設定ですが、目標としては、活動強化月間の設定回数として3回。内訳は8月の農地パトロールの一斉実施。10月と2月に関係機関と連携して担い手への農地の利用集積に向けた活動となっております。 これに対して、実績は8、9月の農地パトロールの2回のみとなっております。 続きまして、最適化活動の活動目標の（3）新規参入相談会への参加ですが、目標の新規参入相談会への参加回数が1回に対して、実績は0回となっております。 続きまして、推進委員等の点検・評価結果ですが、こちらは各農業委員の皆様の令和6年度の最適化活動の活動日数や担当地区ごとの新規の農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の結果をポイント付けし整理したものとなっております。 結果としましては、期待どおりの結果が得られたが1人。期待をやや下回る結果となったが13人となっております。 厚真町はもともと集積率が高いのと、遊休農地がもともとないことから、ポイントを獲得しづらい状況となっております。 続きまして、Ⅲ事務の実施状況。 1 総会、部会の開催実績でございます。 令和6年度は総会12回の他に、婚活イベント実施のための農政部会を2回開催しております。 続きまして、2 農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数が13件、うち許可13件。標準処理期間、処理平均期間つまり、申請書を受理してから総会にかけまでの日数はともに15日。総会開催日は町の掲示板にて公表、申請書締切日はホームページで公表しております。 続きまして、3 農地転用に関する事務ですが、地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任がなされています。これにより、4ha以下の農地転用につきましては厚真町農業委員会が許可を行えることとなっております。 1年間の処理件数は5件、うち許可相当5件、標準処理期間、処理平均期間はともに57日となっております。
--	---

	最後に、4 違反転用への対応ですが、違反転用は現状、実績ともにゼロとなっております。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 したがって、令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については報告のとおりといたします。
議長 (小谷会長)	日程第 5 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	本日配布しております農業者年金処理台帳をご覧ください。 6 月の処理状況でございますが、被保険者資格喪失届出 1 件、保険料還付金振込先申出書 1 件、通常加入申込書 2 件、死亡関係届出書 3 件、住所変更届 1 件、農業者老齢年金裁定請求書が旧制度及び新制度で 1 件ずつでございます。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 したがって、農業者年金業務報告は報告のとおりといたします。
議長 (小谷会長)	日程第 6 報告第 1 号 各諸証明の発行を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 1 ページをご覧ください。 報告第 1 号 各諸証明の発行について。 厚真町農業委員会処務規程第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり発行したので報告します。令和 7 年 6 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 証明番号 4 番～5 番、耕作証明、現況証明を発行しています。以上で報告を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 これより、報告第 1 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長 (小谷会長)	日程第 7 報告第 2 号「農用地あっせん」を議題とします。 この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、〇〇委員は退席をお願いいたします。
	【退席：午前 9 時 43 分】
事務局(奥井主事)	議案書 2 ページをご覧ください。 報告第 2 号 農用地あっせんについて。 次の通り農用地あっせんを実施したので報告します。 令和 7 年 6 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 1 番、申出人、〇〇 〇〇〇〇 申出日、令和 7 年 5 月 16 日。 あっせん委員長として岡嶋委員長、長谷川委員、斉藤委員を令和 7 年 5 月 30 日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地・価格等でございますが、〇〇以下〇筆 地目 畑及び田 面積〇筆合計 〇〇㎡。 10a 当り単価、公簿で畑〇万円、田については〇〇万円、総額〇〇円ござ

	います。 相手方、〇〇 〇〇。 あっせん月日 令和7年6月20日、1回で成立、厚真町役場応接室で行って ございます。 また、手数料等につきましては、議案4号の方で説明いたします。 以上説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 ここで、あっせんについて補足説明を求めます。 1番を岡嶋委員お願いします。
岡嶋委員	6月20日、〇〇さん〇〇さんの農地あっせん会議を長谷川委員、斉藤委員の 両名とともに行いました。 売り手である〇〇さんから売買の申し出があり、地域の担い手であり、現在 耕作されている〇〇さんが手を挙げ、購入する流れになりました。 田〇〇㎡ 基盤整備は入っておらず10aあたり〇〇万円 畑公簿で〇〇㎡10aあたり〇万円と売り手、買い手ともに考えが近く1回の 成立となりました。 総額〇〇円となりますが、今回制度が改正され、公社を経由するということ で、千円未満が調整され、両名で話し合いの結果、繰り上げの総額、総額〇〇 円となり、あとで説明とありますが、売り手は公社への手数料込みで〇〇円、 買い手は〇〇円が支払いに課される予定です。 また、今回800万円の特別控除の枠を超えたということで、事務局を通して 1500万円の特別控除の説明をさせていただきましたが、利用しないと返答を いただきました。 制度が変わり、作成書類の増、支払い納入日程の設定など、作業の増加を感 じましたが、書類の不備がないよう、焦らず会議をすすめていただきました。 以上で補足説明を終わります。
議長 (小谷会長)	ありがとうございます。 これより、報告第2号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
議長 (小谷会長)	今、岡嶋委員が言われたとおり、業務内容が増え、倍くらいの時間がかかる という中で、これからのあっせんにあたる方々には、貴重な時間を割いて頂く ということでございます。 ただ、岡嶋委員が今いったように、今までも手抜きはありませんけども、 第三者の公社へと送付される書類なので、事務局と合わせて、確認の程をお 願ひいたします。
早坂委員	今回1500万円の控除を使わないという話だったんですけども、以前からの あっせんの時に、1500万円控除を使う場合、あっせんを流して公社へ申込む手 続きとっていたと思うんですけど、今の制度になった場合に、その必要は恐ら くないんだと思うんですけど、どういう流れで申請になるのかというのを分か る範囲で教えていただければと思います。
議長 (小谷会長)	強いて言うと、事務局から説明があったように、使える場合はその説明をし なければいけません。 そして売り手が選択するだけです。 ただ今後、公社の方から1500万円控除をなぜ使用しないのと聞かれるとき があるかもしれません。その時は地主さんへ説明をしましたけど、使わない運 びになりましたと、淡々と説明をするだけでございます。
議長	ほかにありませんか。

(小谷会長)	
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	したがって、報告第2号「農用地あっせん」については、報告のとおりいたします。
	【着席：午前9時50分】
議長 (小谷会長)	日程第8 議案第1号「現況証明」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書3ページでございます。 議案第1号 現況証明について。 次のとおり現況証明願があったので提出します。 令和7年6月30日提出、厚真町農業委員会会長。 1番、所在、〇〇 〇〇番地の〇 以下〇筆。 公簿及び現況 田。申請現況は雑種地、原野です。 申請現況は原野。現地確認の結果、農地採草放牧地以外と判定しております。 地積合計 〇〇㎡。 願出人・所有者 〇〇 〇〇 願出理由につきましては、地目変更登記のためでございます。 説明資料をご覧ください。 1 ページ申請地の位置図、2 ページ申請地の地番図、3 ページ申請地の写真図、 4 ページが現地の写真でございます。 会長及び地区担当委員3名と確認の上、農地採草放牧地以外と判定しております。 以上で説明終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。この件につきましては、私の方から補足説明いたします。
小谷会長	ちょうど中山間の直接支払いの関係で今年が見直しの年度です。 その都合上、一件でも取り決め不履行があると、全町で当たらなくなるという制度ですので、前回は流してもらい、今回に上がっております。
議長 (小谷会長)	これより、議案第1号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第1号について起立により採決いたします。本件について、 原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第1号「現況証明」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第9 議案第2号「農地法第3条の許可処分」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書4ページをご覧ください。 議案第2号 農地法第3条の許可処分について。 次のとおり農地法第3条の許可申請があったので提出します。 令和7年6月30日提出、厚真町農業委員会会長。

	1 番 〇〇 〇〇 現況地目 畑 地積 〇〇㎡ 譲渡人 〇〇 〇〇 譲受人 〇〇 〇〇 契約内容 売買 価格〇〇 説明資料 5 ページをご覧ください。 5 ページが位置図、6 ページが地番図、7 ページが写真図になっています。 こちらは〇〇が所有していた、元々山林だったところを開墾して、現状は牧草畑になっています。また、非農地を農地へ開墾することにつきましては、農地法上、問題ございません。 説明資料 8 ページをお開きください。農地法第 3 条調査書でございます。 3 条の許可要件につきましては、記載の通りです。 議案書に戻りまして、2 番でございますが、3 番と連動していますので、2 番 3 番を合わせて説明させていただきます。 初めに 2 番 〇〇 現況 畑 譲渡人〇〇 譲受人〇〇 契約内容 交換 続けて 3 番 〇〇以下〇筆 現況田 地積〇筆合計〇〇㎡ 譲渡人 〇〇 〇〇 譲受人 〇〇 〇〇 契約内容 交換 説明資料に入る前に補足させていただきます。 こちら交換でございますが、平成 29 年に一度ありましたが、現事務局としては初めての案件でございます。 交換につきましては、お互い贈与をしあうものと考えていただければと思います。 土地の交換ですが、始めに税金の部分についての説明でございますが、国税庁のホームページの一文を読み上げますと、個人が土地や建物などの固定資産を同じ種類の固定資産と交換したときは、譲渡がなかったものとする特例があり、これを固定資産の交換の特例と記載されています。 こちらにはいくつか要件があり、要件をみれば、譲渡所得税がかからないということになります。 要件は 6 つあり、 1 つ目、交換により譲渡する資産および取得する資産は、固定資産であること。 2 つ目、交換により、譲渡する資産及び取得する資産は、いずれも土地と土地、建物と建物のように、同じ種類の資産であること。 3 つ目、交換により、譲渡する資産は、1 年以上所有していたものであること。 4 つ目、交換に取得する資産は、交換の相手が 1 年以上所有していたものであり、かつ交換のために取得したものではないこと。 5 つ目、交換により取得する資産はを譲渡する資産の交換直前の用途と同じ用途に使用すること 最後に、交換により譲渡する資産の時価と取得する資産の時価との差額が、これらの時価にうちいずれか高い方に価格の 20%以内であることということで、 時価については、仮に売買する場合はこの価格になるということで、 2 番が〇〇円 3 番〇〇円になります。こちらが時価というような形になります。そして、価格が高い方の〇番の 20%以内であることから、税金は発生しないようになります。特例を受ける場合は確定申告時に提出に書類を提出することになります。 注意事項としては、仮に時価が 200 万円とギリギリ 20%以内の 160 万円で交
--	---

	換し、40 万円の差額分を相手方に払った場合は受った金額は所得税の課税対象になるということになります。 長くなりましたが、以上が交換の内容になります。 説明資料 9 ページでございます。 2 番の申請地の位置図でございます。続いて 10 ページに地番図、11 ページに写真図、12 ページに 3 条調査書でございます。調査書は記載の通りでございます。 続けて 13 ページに 3 番の位置図、14 ページに地番図、15 ページに写真図、16 ページに 3 条調査書でございます。調査書は記載の通りです。 議案書に戻りまして、4 番でございます。 〇〇 〇〇以下〇筆 地目 記載の通りでございます。 譲渡人 〇〇 でございます。 譲受人 〇〇 〇〇 契約内容 売買でございます。 こちらも説明資料に入る前に補足説明いたします。 まず、譲渡人の〇〇でございますが、〇〇氏の相続人であった方が相続を放棄しています。 その後、農家の方から相続放棄された土地について、弁護士を通して申立があり、裁判所が記載のとおり、清算人として、弁護士を選任しています。 そして、清算人である弁護士を通して、土地の処分を行う形になります。 また、〇〇氏の土地については 2 名のかたから買入の申し出があり、この弁護士が 2 名と競売を行い、〇〇氏がより高い金額で落とした形になります。 また、価格は非農地・農地を合わせた金額となっており、反当は出しておりません。 説明資料に移ります。 説明資料 17 ページでございます。こちら位置図になります。18 ページ地番図、19 ページに写真図でございます。農地部分赤枠で囲っていますが、建物等もあわせて売買される形になります。20 ページに調査書でございます。こちら記載の通りでございます。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 2 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
議長 (小谷会長)	交換分合と言って、去年程から北海道でも大きな土地が交換分合され、集積化を諮ったというような事例が北海道農業会議の常設審議委員会の中で報告があつて、私達も初めて耳にしております。 基盤整備事業を含む交換分合という形で、面積は 3 件で 50 町程の水田の交換分合がありました。 これから国は交換分合へ積極的に力を入れていき、農地の集積化を伴う動きを示したいとゆうような考え方の元、進んでおります。 値段に差額があまりにも生じた場合は認められない可能性がありますが、一般にお互い双方が認めあつた場合は、北海道農業会議も緩和されたよう仕組みということで、私の耳にも入っております。
議長 (小谷会長)	なにかございませんか。
議長 (小谷会長)	4 番の〇〇さんですが、一時は自分の馬を手放して、やっていなかたんですが、それではだめでしょというような中で、今は他人の馬を育ててやっているという中で、10 頭以上の馬が現在放牧されていて、〇〇さんのもとのところ

	でやっているのが現況ですので、〇〇さんに対しては、農地を取得する権利はあるということです。
議長 (小谷会長)	ほかなにかございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第2号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第2号「農地法第3条の許可処分」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第10 議案第3号 「農地法第5条の許可処分」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局（奥井主事）	議案書5ページでございます。 議案第3号 農地法第5条の許可処分について。 次のとおり農地法第5条の許可申請があったので提出いたします。 令和7年6月30日提出、厚真町農業委員会会長。 1番、土地の表示、所在 〇〇 〇〇以下4筆記載の通りでございます。 地目 現況 畑でございます。面積〇筆合計 〇〇㎡。 契約内容、賃貸借でございます。 目的は、農地改良及び土砂採取のため。 種地区分、農用地区域内農地でございます。 転用計画の内容でございますが、農地改良及び土砂採取で26,146㎡でございます。 所有者、〇〇 〇〇 〇〇 〇〇。 転用者、〇〇 〇〇。 申請の理由につきましては、当該地は一段高いところに位置し、牧草畑として利用していますが、隣接する畑の高さに合わせることで、効率よく利用しやすい農地となるため、土砂採取を行い、農地造成をするためでございます。 説明資料をご覧ください。21ページでございます。 21ページに申請地の位置図、22ページに申請地の地番図、23ページから24ページでございます。白くなっているところは以前土砂採取しているところで、実際には採取は完了し、畑に復元しています。今回はそのさらに奥部分になります。 25ページから29ページに添付資料でございます。 本日配布しています農地転用許可申請に係る審査表をご覧ください。 説明資料への添付が漏れておりました。申し訳ございません。 1ページ目、申請者 〇〇 〇〇 大きい1番 立地基準、 (1) 農地区分の判断につきましては、農業振興地域整備計画における農用地区域内農地にある農地と判断しております。 (2) 上記により判断した理由につきましては、申請地は、農業振興地域整備計画図により確認した結果、農用地区域内農地であることを確認しております。裏面2ページでございます。 (3) 販売目的の火山灰採取で一時転用し、当該地は隣接地と比べ一段高い

	所に位置し、隣接する畑の高さに合わせることで、作業効率及び利用率の向上が見込まれるため、農業上の効率的な利用を確保する見地から見て、やむを得ないと認められる。 大きい 2 番、一般基準 (1) 事業実施の確実性 資力及び信用があると認められる。 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ている。 申請に係る用途に遅滞なく供する見込みがある。 申請地と一体的に事業に供する土地（非農地）の利用の見込みがある 申請面積が事業の目的からみて適正であると認められる。 (2) 被害防除の妥当性でございます。 土砂の流出又は崩壊等災害の発生させるおそれがない。 農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない。 集团的に存在する農地を蚕食又は分断するおそれがない。 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがない。 農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。 4 ページでございます。 大きい 4 番、例外許可事由の該当状況。 農地法第 4 条第 6 項第 1 号イでございます。 こちらにつきましては、火山灰採取、土砂採取の場合は、一時転用をすることが出来ると認められております。 大きい 5 番、総合判断。 農用地区域内農地においては、3 年以内の砂利採取等の一時転用をする場合には、許可することができます。 立地基準及び一般基準の判断の結果、許可相当と認められる。 本事業計画には実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれがない。 よって許可相当と認められる。 以上のことから、許可相当と判断をしております。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 3 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 3 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第 3 号「農地法第 5 条の許可処分」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第 11 議案第 4 号 「農用地利用集積等促進計画案」を議題といたします。 最初に、所有権移転関係について議題とします。 この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、〇〇委員は退席をお願いいたします。
	【退席：午前 10 時 15 分】
議長 (小谷会長)	それでは、事務局より、説明をお願いします。
事務局（奥井主事）	議案書 5 ページをお開き下さい。

	議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。 令和 7 年 6 月 30 日提出、厚真町農業委員会会長。 議案書 7 ページでございます。 1 番 所有権の移転を受けるもの、〇〇 所有権を移転するもの 〇〇 中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 〇〇 〇〇以下〇筆 地目畑及び田 面積〇筆合計〇〇㎡ 所有権の移転時期 こちらは公告日と同日になります。 対価 合計〇〇円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の〇〇さんですが、1%の手数料として、〇〇円 手数料に係る消費税として、〇〇円、こちらの 2 つを合わせた 〇〇円が公社への振込金額になります。 続いて下段、出しての〇〇さんですが、2%の手数料として〇〇円 消費税 〇〇円 こちらを対価から差し引きますと、〇〇円になり、こちらが〇〇さんへ振込まれる金額になります。 対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、受け手の〇〇さんは 9 月 5 日まで、公社は 9 月 19 日が期限となっています。ただし、あくまでも、契約書に記載の日付でございまして、現在は 7 月 30 日には受け手から支払予定日を決めており、この通りにいけば、早く振込まれる場合もあるということでございます。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 この件につきましては、先ほど報告第 2 号で承認をいただいておりますので、地区担当委員の意見は省略いたします。
議長 (小谷会長)	それでは、議案第 4 号 所有権移転関係に対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 4 号について起立により採決いたします。 本案について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係について」については、原案のとおり可決されました。
	【着席：午前 10 時 19 分】
議長 (小谷会長)	続いて賃貸借関係を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局（奥井主事）	議案書 8 ページでございます。 1 番、受け人 〇〇 〇〇 渡し人 〇〇 〇〇。 設定する土地 〇〇 〇〇 以下〇筆。現況、畑 〇筆合計〇〇㎡。 存続期間 3 年設定。反当は公簿で〇〇円でございます。 以上で説明を終わります。

議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 それでは、議案第４号 賃貸借関係に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
早坂委員	賃貸の支払い方法の日なんですけど、これは決まっているんですかね。どの案件も。
事務局（奥井主事）	記載されている日で決まっています。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第４号 賃貸借関係について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第４号「農用地利用集積等促進計画案 賃貸借関係」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和７年度第３回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午前 10 時 22 分 閉会】

※以上の顛末を証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長（会 長）_____

署名委員（中島広幸委員）_____

署名委員（長谷川委員）_____